

県内で回収された死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザの簡易検査陽性に伴う 野鳥監視重点区域の指定について

<環境省、群馬県同時発表>

令和4年12月31日(土)に群馬県館林市で回収された死亡野鳥の簡易検査を実施したところ、陽性反応が確認されたため、環境省が回収地点の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定しました。これを受け、県では、当該区域における野鳥の監視を強化します。

なお、現在、国立環境研究所において、遺伝子検査を実施中です。

1 経緯

- 12月31日(土)
- ・群馬県館林市において、オオハクチョウ1羽の死亡個体を回収
 - ・東部家畜保健衛生所による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
 - ・環境省が回収地点の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

2 今後の対応

群馬県では、野鳥監視重点区域内の渡り鳥の飛来地において、死亡野鳥等の有無を調査するなど、野鳥の監視を強化します。

3 留意事項

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

「野鳥との接し方について」 (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
環境省HP (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)
群馬県自然環境課HP (<https://www.pref.gunma.jp/page/7025.html>)